

## 大隅地区研修センターでの初任診断及び適齢診断の実施について

当協会では、今年度大隅地区研修センターに適性診断機器を設置し、初任診断及び適齢診断を開始します。毎週水曜日を適性診断機器による診断実施日とし、6月～7月については、下記のとおり実施する予定です。

受診を希望する場合は、別添1「適性診断受診申込書」に必要事項を記入の上、実施日の概ね1週間前までにFAXでお申し込みください。

8月以降の診断予定については、後日お知らせします。

### 記

- 1 実施日 別紙のとおり
- 2 実施場所 大隅地区研修センター1階
- 3 診断内容 ① 初任診断 ② 適齢診断 ※一般診断は行いません。  
※適性診断の内容は、別添2のとおり
- 4 受診料 初任診断及び適齢診断ともに3,600円 当日徴収します。  
(4,800円のうち、協会が1,200円助成)
- 5 その他  
○最初に適性診断機器による診断を受診し、後日改めてカウンセリングを受診して、適性診断受診完了となります。
  - ・申込み順で受け付けます。
  - ・実施人数に限りがあるため、受診時間等の変更をお願いすることがあります。
  - ・原則、毎週水曜日を実施予定日としますが、事前にお問合せください。  
(業務の都合により受診できない場合がありますので、予めご了承ください。)

お問合せ先

(公社)鹿児島県トラック協会 労働環境課 電話 099-261-1167

## 1 「適性診断機器」による診断実施日(予定)

	実施日	時間
1	令和2年6月17日(水)	① 9時00分～ ② 10時30分～ ③ 13時00分～ ④ 14時30分～
2	令和2年6月24日(水)	同上
3	令和2年6月26日(金)	同上
4	令和2年7月1日(水)	同上
5	令和2年7月8日(水)	同上
6	令和2年7月15日(水)	同上
7	令和2年7月22日(水)	同上
8	令和2年7月29日(水)	同上

※8月以降の診断予定については、後日お知らせします。

注1 各①～④の時間に各1名ずつしか受診できません。

注2 適性診断機器による診断のほか、下記のカウンセリングを受ける必要があります。

## 2 「カウンセリング」実施日(予定)

(あわせて「適性診断機器」による診断も実施)

	実施日	カウンセリング開始時間
1	令和2年6月26日(金)	11時00分～ ・ 13時30分～
2	令和2年8月24日(月)	11時00分～ ・ 13時30分～

注1 機器による診断受診後に実施される直近のカウンセリングの受診をお願いします。  
カウンセリングまで受診し、(初任・適齢)診断の受診完了となります。

注2 カウンセリング実施日については、都合により変更となる場合がありますので、  
予めご了承ください。

注3 複数名でのカウンセリングが実施できます。

**適性診断受診申込書(大隅地区)**

令和 年 月 日

会社名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_ 担当者名 ( )

下記のとおり適性診断（初任・適齢）の受診を申し込みます。

※受診する診断、実施日、受診者名の必要事項をご記入の上、ご返信ください。

日時及び診断 受診者名	<p><b>1 「適性診断機器」による診断希望日</b></p> <p>・ 第1希望日 令和 年 月 日 ( )</p> <p>【初任・適齢】 時 分～ (受診者名: )</p> <p>【初任・適齢】 時 分～ (受診者名: )</p> <p>・ 第2希望日 令和 年 月 日 ( )</p> <p>【初任・適齢】 時 分～ (受診者名: )</p> <p>【初任・適齢】 時 分～ (受診者名: )</p> <p><b>2 「カウンセリング」希望日</b></p> <p>・ 令和 年 月 日 ( )</p> <p>時間: 11時00分～ ・ 13時30分～</p> <p>受診者名 ( )</p> <p>・ 令和 年 月 日 ( )</p> <p>時間: 11時00分～ ・ 13時30分～</p> <p>受診者名 ( )</p> <p>※1・2ともに、開始時間15分前までにお越しく下さい。</p>
実施場所	大隅地区研修センター
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適性診断機器による診断は、各時間に1名ずつしか受診できません。</li> <li>・ 申込み順で受け付けます。</li> <li>・ 実施人数に限りがあるため、受診の時間等の変更をお願いすることがあります。</li> </ul>

※FAX (099-261-3113) へご返信ください。

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針  
(平成十三年八月二十日 国土交通省告示第千三百六十六号) (抜粋)

### 【初任診断】

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を受診したことがない者

当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診させる。

### 【適齢診断】

適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を65才に達した日以後1年以内（65才以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から1年以内）に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

## 受診の流れ（イメージ）

### ①「適性診断機器」による受診



### 機器による診断後、 ②カウンセリング受診 (複数名での実施あり)



①「適性診断機器」による診断と②「カウンセリング」を受診し、診断完了。